

# イベントトランスクリプト提供サービス 東証システム利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

「イベントトランスクリプト提供サービス 東証システム利用規約」(別紙を含み、以下「本規約」という。)は、契約者(第4条において定義する。)が、本サービス(第4条において定義する。)を利用するに際しての遵守事項を提示するものである。契約者は、本規約を遵守することを条件として、本サービスの提供を受けるものとする。

### 第2条 (本規約の適用範囲)

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、株式会社東京証券取引所(以下「当社」という。)及び契約者との関係に適用される。
2. 契約者は、本サービスを利用するに当たり、本規約の内容に同意し、これを遵守するものとする。

### 第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく変更することができる。かかる場合、当社の配信用プラットフォームの利用条件は変更後のものに従うものとする。
2. 本規約を変更する場合、当社は、契約者に対し、当社の定める方法に従って、3か月以上前にその内容を通知する。ただし、記載事項の明確化のための改定、軽微な変更その他やむをえない事情がある場合についてはこの限りでない。

## 第2章 定義

### 第4条 (定義)

本規約において以下の各号記載の用語の意味は、各号に記載されているとおり定義されるものとする。

- ① 本サービス：本規約に基づく情報提供に係るサービスとして次条に定めるサービスをいう。
- ② 契約者：第6条2項に定める本規約の成立をもって、本サービスを利用する者をいう。

- ③ コンテンツ利用契約：契約者が SCRIPTS Asia Inc.と締結する、本サービスに関するサービス利用許諾契約をいう。
- ④ 対象情報：コンテンツ利用契約により契約者が利用可能なコンテンツのうち、サービスガイドで定める当社が配信するコンテンツをいう。
- ⑤ 当社の配信用プラットフォーム：対象情報を契約者に提供するにあたり当社が用意する電機計算機器等のシステム、第三者が提供するパブリッククラウド環境その他の利用環境をいう。

### 第3章 本利用規約

#### 第5条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は、契約者がコンテンツ利用契約におけるパートナー配信プラットフォームとして、当社の配信用プラットフォームを利用し、対象情報を取得できるサービスをいう。

#### 第6条 (本規約の成立)

1. 契約者は、当社の指定する契約システムを使用して、本サービスの申込みを行う。
2. 本規約は、当社が前項の申込みを承諾した旨の電子メールを申込者に送信したときに成立する。

### 第4章 本サービスの提供等

#### 第7条 (本サービスの提供)

1. 当社は、契約者に対して、第 6 条 1 項に定める申込みに基づき本条第 2 項に関する連絡を契約者に行った日から本サービスを提供する。
2. 前項の提供にあたり、当社は、契約者に対し、当社の配信用プラットフォームに接続するためのアクセスキーID等を貸与するものとする。
3. 契約者は、前項のアクセスキーID等につき紛失、盗難等の被害に遭った場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとする。

#### 第8条 (当社の配信用プラットフォームへの接続等)

1. 当社の配信用プラットフォームへの接続方法の詳細及び当社の配信用プラットフォームに格納される情報の形式は、当社が定める接続仕様による。
2. 当社が定める接続仕様に関する一切の知的所有権等の諸権利は、当社及びその他の権利者に帰属する。当社が定める接続仕様の内容の全部又は一部を当社に無断で複製、改変、又は第三者に提供してはならない。

3. 当社が定める接続仕様は対象情報を取得するために必要なシステム開発以外の目的で利用することはできない。
4. 契約者は、自らの費用により、前条第 2 項に基づき当社より貸与されたアクセスキーID 等を利用し、当社の配信用プラットフォームへ接続するものとする。
5. 契約者は、自らの費用で、当社の配信用プラットフォームの利用に必要な機器及び回線サービス並びにソフトウェア等を用意するものとする。
6. 契約者は、本条第 1 項の接続仕様を、契約者に事前に連絡した上で変更することができるものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではないものとする。

#### 第9条 (申込みの内容の変更)

1. 本規約に関し、契約者が、第 6 条第 2 項に基づき当社の承諾した同条第 1 項の申込みの内容を変更しようとするときは、当社の指定する契約システムを使用して、変更の申込みを行う。
2. 本規約の変更は、当社が前項の申込みを承諾した旨のメールを契約者に送信したときに成立する。

### 第5章 禁止事項

#### 第10条 (禁止事項)

1. 契約者は、次の行為を行ってはならない。
  - ① 本サービスの運用を妨害する行為
  - ② 本サービスを利用する第三者のシステム又はネットワークに危害を与える行為、又は危害を与える危険性のある行為
  - ③ 第 7 条第 2 項に規定するアクセスキーID 等を第三者に使用させ、又は譲渡、貸与若しくは担保に提供する行為
  - ④ 自身を偽って又は他人を装って不正に対象情報にアクセスする行為
  - ⑤ 第三者のアクセスキーID 等又は虚偽のアクセスキーID 等を不正に使用する行為
  - ⑥ ウィルスの送信
  - ⑦ ハッキング行為
  - ⑧ 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
  - ⑨ 公序良俗に違反する行為
  - ⑩ 他の契約者に対して迷惑又は損害を与える行為
  - ⑪ 犯罪行為又は犯罪のおそれがある行為
  - ⑫ 本約款のいずれかの規定に違反する行為

- ⑬ その他本サービスの運用を妨げ若しくは妨げる可能性のある行為又は当社が不適切と判断する行為
2. 契約者が前項その他の本規約に定める事項に違反して、当社又は第三者に対して損害を与えた場合には、契約者は、当社又は第三者が被った損害のすべてを賠償する。

## 第6章 本サービスの利用制限、停止及び中止

### 第11条 (本サービスの提供中止等)

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を中止し又は制限することができる。
- ① 天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき
  - ② 対象情報に係るシステムその他の当社の配信用プラットフォームに障害が発生したとき
  - ③ 当社が当社の配信用プラットフォームを利用できなくなることにより、契約者に対し対象情報の提供を行うことが困難になったとき
  - ④ 当社の配信用プラットフォームの保守又は工事の必要上やむを得ないとき
  - ⑤ 電気通信事業者が電気通信サービスを中止することにより本サービスの提供が困難となったとき

### 第12条 (本サービスの提供の停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、何らの通知又は催告をすることなく、期間を定めて本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。この場合、当社は、何らの通知又は催告、及び契約者に対する損害の賠償を行う義務を負わないものとする。

- ① 小切手、手形の不渡処分を受け、又は金融機関から取引停止処分を受けたとき
- ② 契約者について、支払いが停止し、仮差押若しくは差押えの申立てがなされ、若しくは、民事再生手続開始、破産手続開始、特別清算若しくは会社更生手続開始の申立てが行われ、又は、自ら申立を行ったとき
- ③ 前3号のほか信用状態が著しく悪化したと当社が認めたとき
- ④ 申込その他の本規約又はコンテンツ利用契約に係る手続きに際して事実と異なる記載（第三者へのなりすまし、虚偽の記載、誤記等を含む。）していたことが判明したとき
- ⑤ 契約者のアクセスキーID等が第三者によって利用されているとき又は第三者による利用が合理的に疑われるとき
- ⑥ 第6条第1項の申込み時に登録された連絡先に連絡がとれないときその他の契約

者との連絡が途絶したとき

- ⑦ 第 10 条その他本規約の規定に違反したとき又は違反のおそれがあると合理的に判断されるとき
- ⑧ 前各号のほか、当社が契約者に対する本サービスの提供を不相当と判断したとき

## 第7章 終了

### 第13条 (本規約の有効期間)

本規約の満了日は、第 16 条に定める契約者が解約を希望する日までとする。

### 第14条 (本サービスの当然終了)

1. 当社において、第 11 条第 1 項各号（ただし、同条第 4 号を除く。）のいずれかに該当し、相当期間を定めて本サービスの全部若しくは一部の提供を中止若しくは制限しても、その状況が改善されず若しくはこれを行ったとしてもその状況が改善される見込みがないと判断した場合又はコンテンツ利用契約に基づき対象情報の提供に関する契約が終了した場合には、本サービスは当然に終了する。
2. 当社は、前項により本サービスが終了するときは、事前に（やむを得ない場合は事後に）、当社が定める方法で契約者に通知するものとする。

### 第15条 (当社による本規約の解除)

1. 当社は、契約者が第 12 条各号のいずれかに該当し、相当期間を定めて本サービスの全部又は一部の提供を停止しても、その状況が解消されず、又はこれを行ったとしてもその状況が改善される見込みがないと判断した場合は、何らの催告をすることなく直ちに本規約を解除することができる。
2. 当社は、契約者が第 12 条各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認めるときは、同条に基づく本サービスの提供の停止及び何らの催告をすることなく、直ちに本規約を解除することができる。
3. 前 2 項の規定により本規約が解除された場合には、当社は、直ちに契約者に対する対象情報の提供を中止するものとする。
4. 本条に基づく解除は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。

### 第16条 (契約者からの通知による本規約の解約)

契約者は、本規約の解約を希望する日より 90 日以上前までに、当社の指定する契約システムより当社に通知することとし、当該日付をもって本サービスを解約することができる。

## 第8章 免責

### 第17条 (免責)

1. 当社及び当社の関係者（当社の役員及び従業員並びに当社の代理人及び委託を受けたもの（それぞれの役員及び従業員を含む。）をいう。以下、本条において、当社及び当社の関係者をあわせて「当社」という。）は、本サービスの提供について、明示的であると黙示的であるとを問わず、すべての法的権利、商品性、権利侵害の有無、特定の目的のための適合性を含むすべての事項について、一切の保証を行わない。また、当社は、対象情報について、その情報の正確性、完全性、有効性及び即時性又は適時性について保証するものではない。当社は、対象情報のいかなる部分についてもこれを改定し、またその不正確性等を訂正する義務を負わない。
2. 契約者は、当社の貸与するアクセスキーID等の使用及び管理について責任を負うものとし、これらが第三者に使用されたことにより契約者及びその関係会社（契約者と直接又は間接的に50%超の出資関係がある会社等のうち当社が承認しているものをいう。以下同じ。）その他の第三者に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとする。
3. 対象情報に起因する損害、又は直接若しくは間接を問わず提供される仕様を利用したこと若しくは利用できなかったことに起因して契約者又はその関係会社その他の第三者に生じた費用若しくは損害については、当社は責を負わない。
4. 当社の配信用プラットフォームに係る当社の運営・管理範囲は、インターネット等の通信回線の相手方と当社側の接続口までとし、当社は、当社の運営・管理範囲外の機器・設備・ソフトウェアの故障等により契約者又はその関係会社その他の第三者に生じた費用又は損害等について、契約者に対し補償又は損害賠償等の責を負わない。
5. 前4項に定めるほか、当社は、本サービスの利用又は対象情報の使用により契約者又はその関係会社その他の第三者に生じた損害につき、それが当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負わない。
6. 当社は、第11条の本サービスの全部若しくは一部の提供の中止若しくは制限又は第12条の本サービスの全部若しくは一部の提供の停止により、契約者又はその関係会社その他の第三者に損害が生じた場合であっても、かかる損害が当社の故意又は重大な過失に起因するものでない限り、当社は、契約者及びその関係会社その他の第三者に対し損害の賠償責任を負わない。
7. 第5項又は前項において、当社に重過失が認められ、当社が損害賠償責任を負う場合でも、当社が本規約に基づき乙に対して負担することのありうる損害賠償額の上限は、当該損害賠償の原因となる事由ごとに、当該事由が生じた日から過去

1年の間に、契約者がコンテンツ利用契約に基づき支払った合計額に相当する金額とする。

8. 契約者は、契約者が対象情報を利用することによって関係会社その他の第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において処理解決し、当社に損害を与えないものとする。

#### 第18条 (派生的損害の免責)

当社は、本規約又は本サービスに関連して生じた間接的、付随的、懲罰的、及び派生的損害(遅延、不履行、誤配、サービスの停止を含むが、これらに限定されない。)について責任を負わない。

### 第9章 雑則

#### 第19条 (秘密保持義務)

1. 契約者は、本規約の履行に際して知り得た当社の業務、技術、取引及び社内情報等の情報を当社の事前の書面による承諾のない限り、公表し、又は第三者に対して開示若しくは漏洩してはならない。ただし、当該情報が以下のいずれかの情報に該当する場合には、この限りではない。
  - ① 契約者が知る以前に既に公知であった情報
  - ② 契約者が知る以前から既に保有していた情報
  - ③ 契約者が知った後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
  - ④ 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく入手した情報
2. 契約者は、自己の責任において、自己の従業員に本条に定める義務を遵守させなければならない。
3. 本条に定める契約者の義務は、本規約の終了後も有効に存続する。

#### 第20条 (報告・届出)

1. 契約者は、その商号又は住所若しくは所在地等に変更があったときは、速やかに、当社に対し、書面又は電子的手段で届け出る。
2. 当社は、前項に基づく契約者の届出に対して、変更の事実を証明する書類を提出するよう求めることができる。

#### 第21条 (契約者に対する通知)

1. 本規約に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡(以下「通知等」という。)は、契約者が当社に対して届け出ている連絡先に対して行う。

2. 当社が契約者に通知等を行った場合で、前項の連絡先が実際の連絡先と異なるために通知等が契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに、契約者に対して到達したものとみなす。

#### 第22条 （権利帰属）

当社が契約者に対して提供する本サービスにおけるノウハウ、システムその他に存する一切の権利は当社に帰属するものであり、契約者はこれを侵害してはならない。また、当社は当社の配信用プラットフォームのアクセスログを取得し、サービス運営・改善目的及びその他の目的で自由に利用することができる。

#### 第23条 （譲渡禁止等）

契約者は、本規約上の契約者の地位、並びに権利及び義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に対して承継、譲渡、担保提供等してはならない。

#### 第24条 （準拠法）

本規約は、日本国法に準拠するものとし、日本国法に従って、解釈されるものとする。

#### 第25条 （管轄裁判所）

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

#### 第26条 （協議事項）

本規約に定めのない事項又はそれらの条項の解釈に疑義が生じた場合には、当社と契約者は誠意をもって協議の上友好に解決する。

#### 第27条 （暴排条項）

契約者（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。）は、「別紙（反社会的勢力の排除に関する特約）に記載の内容を遵守するものとする。

以上

(2020年4月3日)



## 別紙 反社会的勢力の排除に関する特約

契約者は、本特約に記載の内容を遵守するものとする。

### (暴排宣言)

- 第1条 当社は、自らが金融商品市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことをここに宣言する。
- 2 契約者は、反社会的勢力との関係を遮断することをここに宣言する。
- 3 当社及び契約者は、前2項の宣言の意義を理解し、相手方が同宣言を実現できるように相手方に協力する。

### (反社会的勢力の定義)

- 第2条 本特約において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）
  - (4) 総会屋
  - (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
  - (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
  - (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

### (誓約)

- 第3条 契約者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約する。
- (1) 契約者又はその株主（契約者の経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人
  - (2) 当社との取引に係る契約者の代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体
- 2 契約者は、随時、当社が行う、前項各号及び次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならない。
- (1) 本規約において当社が契約者に委託した業務等の全部又は一部を契約者が第三者に再委託する場合の契約その他本規約に関連する契約（以下「関連契約」という。）の

当事者

- (2) 関連契約に係る代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

(本規約の解除)

第4条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、本規約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約者が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
- (2) 契約者が自ら又は第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合
- (4) 契約者が前条第2項に定める調査、報告に協力せず、又は当社から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合
- (5) 契約者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他の各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合

2 当社は、前条第2項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合には、契約者に対し、関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、当該必要な措置を求めたにもかかわらず、契約者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当社は本規約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償責任)

第5条 当社及び契約者は、当社が前条により基本契約又は本規約の全部又は一部を解除したこと又は契約者に本件情報提供を行う外部配信提供会社に情報提供の中止を求めたことに基づき本規約を終了したことにより、契約者に損害が生じたとしても、当社が契約者に対して、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認する。

以上